

第139回

定時株主総会
招集ご通知

2020年6月26日（金曜日）午前10時

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
当社本社

(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出来る限り書面による事前の議決権行使にご協力の程お願いいたします。

また、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご高配賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

本年は株主総会後の懇話会を中止させていただきます。

また、株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 西島製作所

証券コード 6363

目 次

| | |
|----------|----|
| 招集ご通知 | 2 |
| 事業報告 | 3 |
| 連結計算書類 | 23 |
| 計算書類 | 25 |
| 監査報告書 | 27 |
| 株主総会参考書類 | 33 |

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

◎当日当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

証券コード 6363
2020年6月9日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

株式会社 西島製作所

代表取締役社長 原田 耕 太 郎

第139回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第139回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止のため、出来る限り書面によって議決権を行使いただきますよう株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第139期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第139期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）
継続の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、第3四半期まで、米国と中国の間に発生した貿易摩擦の長期化や、欧州におけるEU離脱問題や移民問題などにより、景気の下振れリスクがありました。しかし、米国や欧州では、堅調な個人消費が続き、中国においても景気に減速傾向は見られたものの、先行き不透明ながら、比較的落ち着いた状況で推移しました。

その後、2020年1月に新型コロナウイルス（COVID-19）による感染症の大流行が中国で確認されると、瞬く間にグローバル化した世界へ蔓延し、2020年3月11日にはWHOによりパンデミックが宣言される事態となりました。世界各国において多数の感染者・死者が確認されるとともに、欧州・米国をはじめとして全世界で、国際的・国内的に大規模な移動制限が発動され、経済活動も大きく制限されました。また、これらの事態を受け、世界の株価指数や原油価格が大暴落するなど、収束の見通しが全く見えない中、世界経済に与える影響は計り知れないものとなっております。

我が国の経済においても、米中貿易摩擦の影響による輸出減少に伴う製造業の落ち込みや、消費税増税に伴う内需落ち込みなどはあったものの、安定した雇用に支えられ、比較的落ち着いた状況で推移しておりましたが、2020年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大の結果、国際的な移動制限によるインバウンド需要の大幅な減少に加え、国内における外出や大規模イベントの自粛要請、感染者の発生や内需の冷え込みによる工場操業停止など、多くの業界で、景気の悪化が避けられない状態で推移しました。

当ポンプ業界でも、世界人口増加に対応するため水資源を中心としたインフラ整備や、老朽化した設備の更新、異常気象に対応した集中豪雨対策など、ポンプに対する底堅い需要は今後も継続すると見込まれるものの、今回の新型コロナウイルスによるパンデミック発生により、世界的な投資計画が抑制され、受注環境が変化する可能性があります。

このような状況下、当社グループは、高効率ポンプの開発・製造・販売に注力するとともに、発電所・各種工場向けの省エネや更新の提案、官公需向けの新技術の提案を継続して展開いたしました。また、サービス事業強化のためのアジアを中心とした拠点拡大、工場の生産性向上のための新型加工設備導入などの積極的な投資を行いました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は48,824百万円（前連結会計年度51,768百万円比94.3%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は18,813百万円（前連結会計年度16,434百万円比114.5%）、民需は9,339百万円（前連結会計年度9,258百万円比100.9%）、外需は20,672百万円（前連結会計年度26,075百万円比79.3%）となりました。

当連結会計年度の売上高は47,126百万円（前連結会計年度48,154百万円比97.9%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては50,640百万円（前連結会計年度48,942百万円比103.5%）を来期以降に繰り越すことになりました。

(当連結会計年度) 2019年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、()内構成比%

| 需要先 / 区分 | 受注高 | 売上高 | 受注残高 |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 官 公 需 | 18,813 (38.5) | 16,412 (34.8) | 14,987 (29.6) |
| 民 需 | 9,339 (19.1) | 9,387 (19.9) | 6,399 (12.6) |
| 外 需 | 20,672 (42.4) | 21,326 (45.3) | 29,253 (57.8) |
| 計 | 48,824 (100.0) | 47,126 (100.0) | 50,640 (100.0) |

(前連結会計年度) 2018年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、()内構成比%

| 需要先 / 区分 | 受注高 | 売上高 | 受注残高 |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 官 公 需 | 16,434 (31.7) | 15,931 (33.1) | 12,585 (25.7) |
| 民 需 | 9,258 (17.9) | 8,540 (17.7) | 6,447 (13.2) |
| 外 需 | 26,075 (50.4) | 23,683 (49.2) | 29,908 (61.1) |
| 計 | 51,768 (100.0) | 48,154 (100.0) | 48,942 (100.0) |

当連結会計年度の営業利益は、中東における工事案件の契約先が破綻したことにより、同社に対する貸倒引当金及び工事損失引当金合計707百万円を計上しましたが、1,220百万円（前連結会計年度は1,731百万円）となりました。

経常利益は、営業外費用として為替差損270百万円などが発生したものの、営業外収益として受取配当金293百万円が発生したことなどにより1,324百万円（前連結会計年度は2,275百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失として新本社工場ビル建替えに伴う固定資産処分損128百万円、期末において発生した株価下落の影響で投資有価証券評価損154百万円などが発生したことにより543百万円（前連結会計年度は2,183百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、既存設備の更新、機械の増強及び新本社工場ビルの建設等に総額2,469百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

| 年 度 区 分 | 2016年度 (第136期) | 2017年度 (第137期) | 2018年度 (第138期) | 2019年度 (第139期) (当連結会計年度) |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 受 注 高 (百万円) | 43,483 | 42,233 | 51,768 | 48,824 |
| 売 上 高 (百万円) | 44,414 | 45,381 | 48,154 | 47,126 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 1,871 | 1,549 | 2,275 | 1,324 |
| 親会社株主に 帰属する (百万円) 当期純利益 | 1,532 | 854 | 2,183 | 543 |
| 1株当たり 当期純利益 (円) | 56.15 (注)1 | 31.50 (注)1 | 80.18 (注)1 | 20.07 (注)1 |
| 総 資 産 (百万円) | 67,719 | 71,171 (注)2 | 72,674 (注)2 | 72,961 (注)2 |
| 純 資 産 (百万円) | 33,713 | 34,017 | 34,947 | 33,470 |
| 1株当たり 純 資 産 額 (円) | 1,221.94 (注)1 | 1,240.33 (注)1 | 1,270.43 (注)1 | 1,226.56 (注)1 |

- (注) 1. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（E S O P）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第138期の期首から適用しており、第137期に係る総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 対処すべき課題

世界人口が70億人を突破し、水・食糧・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き地球規模での大きな課題となっています。日本と比べ高い成長率を維持しているアジア各国などの海外市場の拡大をはじめ、国内市場においても、老朽化したインフラの更新に伴うサービス事業の拡大、自然災害に強いインフラ整備のための公共事業の実施など底堅い需要が見込まれるものの、今回の新型コロナウイルスのパンデミック発生により、世界的な投資計画が抑制され、受注環境が変化する可能性があります。

なお、現時点におきましては、従業員の感染リスク削減策を実施しながら、生産、施工、サービスの現業部門は変わらず操業し、事務部門の在宅勤務と合わせて、従前とほぼ変わらない企業活動を継続しております。ただし、今後の影響につきましては新型コロナウイルスの収束状況ほか、市場動向なども踏まえて慎重に判断していきたいと考えております。

2017年度に策定した3カ年経営計画の結果は、以下のとおりです。

3カ年の経営目標

単位：百万円

| 区 分 | 年 度 | 2017年度 (第137期) | | 2018年度 (第138期) | | 2019年度 (第139期) | |
|---------------------|-----|-------------------|--------|-------------------|--------|-------------------|--------|
| | | 計 画 | 実 績 | 計 画 | 実 績 | 計 画 | 実 績 |
| 受 注 高 | | 44,000 | 42,233 | 45,000 | 51,768 | 46,000 | 48,824 |
| 売 上 高 | | 44,500 | 45,381 | 46,000 | 48,154 | 46,000 | 47,126 |
| 営 業 利 益 | | 2,000 | 1,257 | 2,000 | 1,731 | ※900 | 1,220 |
| 経 常 利 益 | | 2,500 | 1,549 | 2,000 | 2,275 | ※800 | 1,324 |
| 親会社株主に 帰属する当期純利益 | | 1,800 | 854 | 1,400 | 2,183 | ※100 | 543 |

(注) 3カ年の経営目標値は、現在の会計基準により算出しております。

※2019年11月に下方修正実施

2017年に策定した「2019年中期経営計画」は、創業100周年を超えて飛躍していくための「仕上げ・準備の3年」と位置付け、基礎固めに注力して、初年度に掲げた課題を一つずつ実践してきました。なかでも「ハイテク化（イノベーション）」「グローバル化」「サービス化」に関しては様々な挑戦をし、大きく前進しました。一方、「生産性・業務品質力」は満足する水準に満たず、課題として残っています。これらの認識のもと次期中期経営計画の準備を進めてまいりましたが、現時点で新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えておらず、当社グループの事業活動に与える影響を合理的に算定することができないため、開示を見送ることとさせていただきます。今後、合理的な予想が可能となった段階で、開示させていただきます。

当社は、昨年8月に創業100周年を迎え、それを機に、現在社会から求められている当社の使命やグローバルに事業展開する現在の当社の状況を鑑み、新たな経営理念を策定しました。

経営理念：「私たちはポンプを愛し、世界によりよい変化を生み出すために、進化し続けます。」

また、この経営理念を実施していくために新たに6つの行動指針を策定しました。

行動指針：①Teamwork（団結）②Diversity（多様性）③Professional（専門性）

④Clarity（透明性）⑤Enthusiasm（熱中）⑥Innovation（革新性）

行動指針について、具体的には①最強のチームワークで共通のゴールに向かって邁進し、②多様性を尊重して一人ひとりの個性を活かし企業価値を最大限に高め、③高いプロ意識を持ち、自らの職務に責任を持って取り組み、④法令を遵守し、誠実で透明性の高い企業活動を通して社会に貢献し、⑤わくわく仕事を楽しみながら成長し、お客様に感動を届け、⑥柔軟な発想と行動力で失敗を恐れず挑戦し、イノベーションを追及し、Evolution（進化）を続けます。

これらの経営理念及び行動指針に裏打ちされた経営の実践においては、当社グループのコアポンプ（水・電力・インフラ）の製品力の強化・新製品の導入を図り、より高付加価値をもった製品の開発やTR-COMによるIoT技術を活用したサービスの拡大を継続してすすめてまいります。

当社が取り扱うポンプ及びそのプラントは、人類社会に欠くことのできない、人間の心臓と同様の機能を持つ重要な機械です。昨年100周年を迎え、この社会的に重要な機械を取り扱う企業であるという自覚を新たに、株主の皆様のご利益に資するよう研究開発や設備投資、人材育成や財務バランス等に注意を払いつつ経営課題に真摯に取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社26社及び関連会社4社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

(5) 主要な事業所及び工場 (2020年3月31日現在)

①当社

| | |
|-------|---|
| 本社 | 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 |
| 支社 | 東京 |
| 支店 | 大阪、九州（福岡市）、佐賀、名古屋、札幌、仙台、広島、高松、シンガポール、中東（アラブ首長国連邦）、北米（アメリカ）、台湾 |
| 営業所 | 沖縄（浦添市）、横浜、和歌山、三重 |
| 出張所 | 宇部、熊本、徳島 |
| 海外事務所 | 北京（中国）、サウジアラビア、カタール、香港 |
| 工場 | 本社工場（大阪府高槻市）、九州工場（佐賀県武雄市） |

②主要な子会社

| | |
|--|----------|
| 株式会社九州トリシマ | 佐賀県武雄市 |
| 酉島ポンプ香港有限公司 | 香港 |
| 酉島ポンプ（天津）有限公司 | 中国 |
| PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING | インドネシア |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE. LTD. | シンガポール |
| TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. | インド |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. | アラブ首長国連邦 |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD. | イギリス |

(6) 企業集団の従業員の状況 (2020年3月31日現在)

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,642名 | 54名増 |

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員175名及び臨時従業員数の年間の平均人員66名は含まれておりません。

(7) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|--------------------|-----------------------|------------------------|
| 株式会社九州トリシマ | 百万円 100 | % 100.0 | 小型ポンプの製造、販売 |
| 西島ポンプ香港有限公司 | 千ホンコンドル 29,675 | % 100.0 (100.0) | ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工 |
| 西島ポンプ(天津)有限公司 | 千元 41,125 | % 86.7 | ポンプ諸機械の製造、販売 |
| PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING | 百万ルピア 49,093 | % 48.8 | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD. | 千シンガポールドル 200 | % 100.0 | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. | 千ルピー 65,116 | % 100.0 (1.0) | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. | 千UAEディルハム 4,000 | % 100.0 (2.5) | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |
| TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD. | 千ポンド 10 | % 100.0 | ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス |

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|----------|
| 株式会社りそな銀行 | 6,433百万円 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 3,000百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,235百万円 |
| 日本生命保険相互会社 | 500百万円 |
| 第一生命保険株式会社 | 500百万円 |

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関7行を借入先とするシンジケートローン(返済期限2025年1月、借入金1,500百万円)、金融機関1行を借入先とするシンジケートローン(返済期限2023年1月、借入金残高500百万円)、及び金融機関2行を借入先とするシンジケートローン(返済期限2026年3月、借入金1,285百万円)があります。なお、この3件のシンジケートローンの主幹事銀行は、いずれも三井住友銀行であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 60,000,000株
②発行済株式の総数 29,512,179株 (うち自己株式2,491,912株)
③株主数 5,803名
④上位10名の株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|---------|-------|
| 公益財団法人原田記念財団 | 2,810千株 | 10.4% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 1,984千株 | 7.4% |
| GOLDMAN, SACHS & CO.REG | 1,465千株 | 5.4% |
| 株式会社りそな銀行 | 1,286千株 | 4.8% |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,266千株 | 4.7% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 1,007千株 | 3.7% |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 666千株 | 2.5% |
| 株式会社栗本鐵工所 | 652千株 | 2.4% |
| 株式会社日阪製作所 | 619千株 | 2.3% |
| THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT | 572千株 | 2.1% |

(注) 1. 当社所有の自己株式(株式給付信託分を除く)については、上記上位10名の株主から除外しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

2019年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2019年5月27日から2019年9月30日にかけて、自己株式376,900株を取得し、2019年9月30日付で、この期間に取得した全株式の消却を実施いたしました。その結果、発行済株式総数は376,900株減少しております。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2020年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------------------|-----------|--------------------------|
| 代表取締役社長 最高執行役員社長 | 原 田 耕 太 郎 | |
| 代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員 | 久 島 哲 也 | 生産本部長兼調達本部長 |
| 代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員 | 羽 牟 幸 一 郎 | 経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長 |
| 取 締 役 常 務 執 行 役 員 | 吉 川 宣 行 | 管理本部長 |
| 取 締 役 執 行 役 員 | 高 橋 広 人 | 人事部長兼総務部長 |
| 取 締 役 (監査等委員・常勤) | 福 田 豊 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 津 田 晃 | 株式会社TAKARA & COMPANY 取締役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 伯 川 志 郎 | 公認会計士 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 秋 山 洋 | 弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士 |

(注) 1. 取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. 当社と取締役（監査等委員）津田 晃氏、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、会社法第427条に定める制度により、同法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しております。
4. 取締役（監査等委員・常勤）福田 豊氏は、長年にわたり当社グループ経理部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

②取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報 酬 等 の 額 |
|------------------------------|-----|-----------|
| 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) | 5名 | 116百万円 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 4名 | 49百万円 |
| 合 計 | 9名 | 166百万円 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与47百万円は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬22百万円を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬5百万円（うち社外取締役3百万円）を含んでおります。
4. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、取締役（監査等委員を除く）年額180百万円（2015年6月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額60百万円（2015年6月26日開催第134回定時株主総会）であります。また別枠で、譲渡制限付株式報酬限度額（年額）としては、取締役（監査等委員を除く）年額30百万円（2018年6月28日開催第137回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額6百万円（2018年6月28日開催第137回定時株主総会）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員を支払った報酬等の総額

| 区 分 | 員 数 | 報 酬 等 の 額 | 子会社からの役員報酬等 |
|---------|-----|-----------|-------------|
| 社 外 役 員 | 3名 | 31百万円 | — |

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）津田 晃氏、社外取締役（監査等委員）伯川 志郎氏及び社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏の兼職状況は、前記「(3) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、津田 晃氏の兼職先であります株式会社TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷株式会社を通じて当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所と当社とは特別な関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は10回中10回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は10回中10回、取締役（監査等委員）秋山 洋氏は10回中10回出席しております。

各氏は取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたって発言を行っております。

当事業年度開催の監査等委員会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は12回中12回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は12回中12回、取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、12回中12回出席しております。

各氏は監査等委員会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

(5) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人 トーマツ

②報酬等の額

| | |
|---------------------------------|-------|
| 報酬等の額 | 42百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算根拠等を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の主要な子会社のうち、西島ポンプ香港有限公司、西島ポンプ(天津)有限公司、PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PTE. LTD.、TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格を有するものを含む）の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第5項に基づき、会計監査人が同法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、協議の上、監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。

また、監査等委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主各位への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分することを考慮して、配当性向は30%を目安としております。内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、①高度化するポンプ及び関連機器に対する新技術・新製品開発、②ポンプ等のサービス市場に対応するソフトウェア開発及びサービスネットワーク拡大、③生産性向上・生産能力拡大のための設備投資、④地球環境保全のための環境事業展開等のために有効に投資してまいりたいと考えております。

(2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり期末普通配当9円とし、既に実施済みの中間配当金9円を合わせ年間1株当たり18円とさせていただきます。期末配当金の総額は243百万円であります。

(3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様のご利益を害すると判断される買収行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「現プラン」といいます。）を行うことを決議し、第136回定時株主総会において一部変更を加え継続することを決議しております。

①現プランは、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け、又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め現プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

②買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して現プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

③上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、一定の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(i)買付者等が現プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対抗措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行うものとします。

(ii)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行うことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものとします。

(iii)買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記(i)及び(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥当社取締役会は、上記⑤(ii)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑦当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後、又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するかどうかの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧大規模買付等の開始時期

買付者等は、上記①から⑥までに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

⑨現プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。

⑩現プランの有効期間、廃止及び変更

現プランの有効期間は、2017年6月29日の定時株主総会決議の日から、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間となっております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において現プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、現プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により現プランの廃止の決議がなされた場合には、現プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、現プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、現プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

(3) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- ①当社取締役会は上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿ったものであり、上記(2)⑤(i)の場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の意思を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。
- ②当社取締役会は上記(2)の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

[注] 本事業報告に記載している数字は、金額、株数及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 52,243 | 流動負債 | 23,806 |
| 現金及び預金 | 16,277 | 支払手形及び買掛金 | 11,863 |
| 受取手形及び売掛金 | 25,727 | 短期借入金 | 3,452 |
| 商品及び製品 | 264 | 未払法人税等 | 297 |
| 仕掛品 | 7,916 | 前受金 | 3,242 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,940 | 賞与引当金 | 822 |
| 前渡金 | 649 | 製品保証引当金 | 595 |
| その他 | 1,353 | 工事損失引当金 | 831 |
| 貸倒引当金 | △1,885 | その他 | 2,700 |
| 固定資産 | 20,717 | 固定負債 | 15,683 |
| 有形固定資産 | 11,695 | 長期借入金 | 14,116 |
| 建物及び構築物 | 4,235 | 繰延税金負債 | 336 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,094 | 役員退職慰労引当金 | 2 |
| 工具、器具及び備品 | 433 | 退職給付に係る負債 | 279 |
| 土地 | 2,478 | その他 | 949 |
| リース資産 | 962 | | |
| 建設仮勘定 | 1,490 | 負 債 合 計 | 39,490 |
| 無形固定資産 | 413 | 純 資 産 の 部 | |
| ソフトウェア | 395 | 株主資本 | 31,888 |
| その他 | 18 | 資本金 | 1,592 |
| 投資その他の資産 | 8,609 | 資本剰余金 | 7,372 |
| 投資有価証券 | 7,917 | 利益剰余金 | 24,656 |
| 長期貸付金 | 307 | 自己株式 | △1,733 |
| 退職給付に係る資産 | 280 | その他の包括利益累計額 | 1,253 |
| 繰延税金資産 | 85 | その他有価証券評価差額金 | 822 |
| その他 | 499 | 繰延ヘッジ損益 | △42 |
| 貸倒引当金 | △480 | 為替換算調整勘定 | 310 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 163 |
| | | 新株予約権 | 121 |
| | | 非支配株主持分 | 207 |
| | | 純 資 産 合 計 | 33,470 |
| 資 産 合 計 | 72,961 | 負 債 純 資 産 合 計 | 72,961 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|-----|---------------|
| 売上高 | | 47,126 |
| 売上原価 | | 34,815 |
| 売上総利益 | | 12,310 |
| 販売費及び一般管理費 | | 11,090 |
| 営業利益 | | 1,220 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 36 | |
| 受取配当金 | 293 | |
| 持分法による投資利益 | 20 | |
| 受取賃貸料 | 91 | |
| その他 | 241 | 682 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 125 | |
| 為替差損 | 270 | |
| その他 | 183 | 578 |
| 経常利益 | | 1,324 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 3 | 3 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 33 | |
| 投資有価証券評価損 | 154 | |
| 固定資産処分損 | 128 | 316 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,011 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 309 | |
| 法人税等調整額 | 140 | 449 |
| 当期純利益 | | 561 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 17 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 543 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|---------------|------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 42,017 | 流動負債 | 20,407 |
| 現金及び預金 | 12,387 | 支払手形 | 626 |
| 受取手形 | 1,248 | 買掛金 | 10,309 |
| 売掛金 | 20,776 | 短期借入金 | 2,804 |
| 商品及び製品 | 143 | リース債務 | 155 |
| 仕掛品 | 6,345 | 未払金 | 820 |
| 原材料及び貯蔵品 | 966 | 未払法人税等 | 158 |
| 前渡金 | 419 | 未払費用 | 325 |
| 前払費用 | 209 | 前受金 | 2,779 |
| 短期貸付金 | 857 | 預り金 | 45 |
| その他 | 364 | 賞与引当金 | 775 |
| 貸倒引当金 | △1,701 | 製品保証引当金 | 574 |
| 固定資産 | 19,033 | 工事損失引当金 | 813 |
| 有形固定資産 | 9,187 | その他 | 219 |
| 建物 | 3,094 | 固定負債 | 14,638 |
| 構築物 | 307 | 長期借入金 | 14,021 |
| 機械及び装置 | 1,430 | リース債務 | 331 |
| 車両運搬具 | 7 | 繰延税金負債 | 113 |
| 工具、器具及び備品 | 278 | その他 | 172 |
| 土地 | 2,172 | 負債合計 | 35,046 |
| リース資産 | 451 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 1,445 | 株主資本 | 25,103 |
| 無形固定資産 | 400 | 資本金 | 1,592 |
| ソフトウェア | 382 | 資本剰余金 | 7,609 |
| その他 | 17 | 資本準備金 | 4,610 |
| 投資その他の資産 | 9,445 | その他資本剰余金 | 2,999 |
| 投資有価証券 | 6,476 | 利益剰余金 | 17,633 |
| 関係会社株式・出資金 | 2,293 | 利益準備金 | 398 |
| 長期貸付金 | 1,328 | その他利益剰余金 | 17,235 |
| 前払年金費用 | 37 | 固定資産圧縮積立金 | 397 |
| その他 | 466 | 配当平均積立金 | 1,400 |
| 貸倒引当金 | △1,157 | 別途積立金 | 11,470 |
| 資産合計 | 61,050 | 繰越利益剰余金 | 3,968 |
| | | 自己株式 | △1,733 |
| | | 評価・換算差額等 | 779 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 821 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △42 |
| | | 新株予約権 | 121 |
| | | 純資産合計 | 26,003 |
| | | 負債純資産合計 | 61,050 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-----|--------------|
| 売上高 | | 37,804 |
| 売上原価 | | 30,113 |
| 売上総利益 | | 7,690 |
| 販売費及び一般管理費 | | 7,492 |
| 営業利益 | | 198 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 26 | |
| 受取配当金 | 621 | |
| 受取賃貸料 | 106 | |
| その他 | 138 | 893 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 90 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 37 | |
| 為替差損 | 222 | |
| その他 | 134 | 485 |
| 経常利益 | | 606 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 3 | 3 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産処分損 | 128 | |
| 投資有価証券売却損 | 33 | |
| 投資有価証券評価損 | 154 | 316 |
| 税引前当期純利益 | | 293 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 159 | |
| 法人税等調整額 | 118 | 277 |
| 当期純利益 | | 15 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村正之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧秀樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増村正之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒牧秀樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社 西島製作所 監査等委員会

| | | | | |
|-----------|---|---|----|---|
| 監査等委員(常勤) | 福 | 田 | 豊 | 印 |
| 監査等委員 | 津 | 田 | 晃 | 印 |
| 監査等委員 | 伯 | 川 | 志郎 | 印 |
| 監査等委員 | 秋 | 山 | 洋 | 印 |

(注) 監査等委員 津田 晃、監査等委員 伯川 志郎及び監査等委員 秋山 洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

現任取締役（監査等委員であるものを除く）原田耕太郎、久島哲也、羽牟幸一郎、吉川宣行、高橋広人の5氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こう た ろ う
原 田 耕 太 郎

(1961年10月2日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
41,704株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|-------------------------|----------|------------------|
| 1984年 4月 | (株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行 | 2001年 6月 | 当社常務取締役 |
| 1997年 5月 | 同行信託財産部部長代理 | | 当社営業本部長 |
| 1997年 7月 | 当社入社 | 2004年 6月 | 当社代表取締役専務 |
| 1998年 8月 | 当社社長室長 | 2006年 6月 | 当社代表取締役社長 |
| 1999年 6月 | 当社取締役 | | 最高執行役員社長 (現在に至る) |
| 2000年 8月 | 当社社長室長兼営業本部副本部長 | | |

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

2006年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 く じま てつ や
久 島 哲 也

(1961年1月25日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
21,689株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|--------------------------|----------|------------------------------|
| 1985年 4月 | 当社入社 | 2015年 4月 | 当社専務執行役員経営企画室長兼調達本部長及び管理本部管掌 |
| 2001年 6月 | 当社風力発電営業部長 | 2017年 4月 | 当社専務執行役員経営企画室長兼生産本部長 |
| 2004年 7月 | 当社調達部長 | 2018年 6月 | 当社代表取締役（現在に至る） |
| 2005年 7月 | 当社調達本部長 | 2019年 4月 | 当社専務執行役員生産本部長兼調達本部長 |
| 2006年 6月 | 当社執行役員調達本部長 | 2020年 4月 | 当社専務執行役員社会システム本部長（現在に至る） |
| 2008年 5月 | 当社常務執行役員調達本部長 | | |
| 2010年 6月 | 当社取締役 当社上席常務執行役員調達本部長 | | |
| 2014年 4月 | 当社専務執行役員調達本部長 | | |

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主に風力発電部門、調達部門、生産部門に関する業務に従事し、2020年4月からは河川の氾濫防止や老朽化したポンプの更新など様々なニーズに対応する社会システム部門の業務を推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3 は む こういちろう
羽 牟 幸一郎

(1967年12月7日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
10,768株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|-----------------------------------|----------|-------------------------------|
| 1991年 4月 | 当社入社 | 2016年 4月 | 当社常務執行役員技術本部長兼研究開発部長 |
| 2009年 4月 | 当社TGT技術部長 | 2017年 6月 | 当社取締役 |
| 2011年 3月 | 当社アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長 | 2019年 4月 | 当社専務執行役員経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長 |
| 2012年 4月 | 当社執行役員アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長 | 2019年 6月 | 当社代表取締役（現在に至る） |
| 2013年 4月 | 当社執行役員技術本部長 | 2020年 4月 | 当社専務執行役員経営企画室長兼サポート本部長（現在に至る） |
| 2015年 4月 | 当社常務執行役員技術本部長 | | |

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主にエンジニアリングに関する業務に従事するとともに、研究開発部門や海外営業部門の責任者を務めるなど、新製品の企画開発、海外販売力強化に向けた業務に従事し、2020年4月からは管理部門の新たな改革を進めるべく業務を推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

4 たか はし ひろ と
高 橋 広 人 (1958年12月10日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
7,450株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|-----------------|----------|------------------------------|
| 2003年 1月 | 当社入社 | 2019年 6月 | 当社取締役（現在に至る） |
| 2014年 4月 | 当社総務部長 | | 執行役員人事部長兼総務部長 |
| 2016年 4月 | 当社人事部長兼総務部長 | 2020年 4月 | 当社執行役員サポート本部副本部長兼総務部長（現在に至る） |
| 2017年 4月 | 当社執行役員人事部長兼総務部長 | | |

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主に人事総務に関する業務に従事するとともに、株主総会の運営やIRの責任者を務めるなど、株主や機関投資家に向けた取り組みを推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任監査等委員である取締役 秋山洋氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、業務執行に対する監査機能の強化を図り、経営の透明性をさらに向上させるため1名増員することとし、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 あき 秋

やま 山

ひろし 洋

(1969年8月6日生)

再任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
3,375株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|---|----------|----------------------------|
| 1994年 4月 | 弁護士登録 大阪弁護士会所属 御堂筋法律事務所（現 弁護士法人御堂筋 法律事務所）入所 | 2016年 6月 | 当社監査等委員である社外取締役 （現在に至る） |
| 2003年 1月 | 同弁護士法人に改組 社員弁護士 （現在に至る） | | |

〈重要な兼職の状況〉

弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉

弁護士として企業法務、ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会において的確な提言・助言をいただいております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

候補者番号

2 い う え と し ま さ
井 植 敏 雅

(1962年12月3日生)

新 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

| | | | |
|----------|---------------------|----------|---|
| 1989年 4月 | 三洋電機(株)入社 | 2016年 6月 | (株)LIXILグループ取締役 |
| 1996年 6月 | 同社取締役 | 2017年 7月 | 同社顧問 |
| 2002年 6月 | 同社代表取締役副社長 | 2018年 6月 | (株)エンプラス社外取締役(監査等委員) (現在に至る) |
| 2005年 6月 | 同社代表取締役社長 | 2019年 8月 | 宝印刷(株)(現(株)TAKARA & COMPANY)社外取締役(現在に至る) |
| 2007年 6月 | 同社特別顧問 | | |
| 2010年 2月 | (株)LIXILグループ副社長執行役員 | | |
| 2011年 4月 | (株)LIXIL取締役副社長執行役員 | | |

〈重要な兼職の状況〉

(株)エンプラス 社外取締役(監査等委員)
(株)TAKARA & COMPANY 社外取締役

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由〉

代表取締役社長をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見と人脈を有しており、社外取締役として当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

〈独立性に係る事項〉

井植敏雅氏の兼職先であります株式会社TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷株式会社を通じて当社の取引先ではありますが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、秋山洋氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。秋山洋氏の再任及び井植敏雅氏の選任が承認された場合、当社は各候補者との間の同責任限定契約を継続・締結する予定であります。
 4. 当社は、秋山洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。秋山洋氏の再任及び井植敏雅氏の選任が承認された場合、同届出を継続・新規届出する予定であります。
 5. 秋山洋氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、3年毎に当社定時株主総会の決議に基づき継続しております。（以下、現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）現プランの有効期限は、2020年6月26日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や2008年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを2020年5月26日開催の取締役会において決定しました。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）本プランの有効期間は、2023年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

本プランは従来の内容を踏襲したものであり、有効期間を除いて内容に変更はございません。つきましては、本プランを継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社グループは、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是及び「人類社会において液体と人生とは密接不可分の関係にあり、その液体を扱うポンプは人類社会の発展に必要欠くべからざるものである」との1919年創業時からの理念のもと、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献し、責任ある企業として高品質の製品づくりに取り組んでまいりました。

このような事業展開を支える当社の企業価値の源泉は、前述の理念のもと創業以来培った技術力および原材料等の仕入れ先や加工等の協力会社、当社製品の販売先である国や地方公共団体をはじめとした幅広いお客様、地域住民の方々を含めたステークホルダーの皆様との強固な信頼関係であり、これらの企業価値の源泉が結実した成果が“Torishima”ブランドであると認識しております。

当社は、昨年8月の創業100周年を機に、社会から求められている当社の使命やグローバルに事業展開する現在の当社の状況に鑑み、新たな経営理念を策定しました。

経営理念：「私たちはポンプを愛し、世界によりよい変化を生み出すために、進化し続けます。」

また、この経営理念を実施していくために新たに6つの行動指針を策定しました。

行動指針：①Teamwork（団結）②Diversity（多様性）③Professional（専門性）
④Clarity（透明性）⑤Enthusiasm（熱中）⑥Innovation（革新性）

具体的には①最強のチームワークで共通のゴールに向かって邁進し、②多様性を尊重して一人ひとりの個性を活かし企業価値を最大限に高め、③高いプロ意識を持ち、自らの職務に責任を持って取り組み、④法令を遵守し、誠実で透明性の高い企業活動を通して社会に貢献し、⑤わくわく仕事を楽しみながら成長し、お客様に感動を届け、⑥柔軟な発想と行動力で失敗を恐れず挑戦し、イノベーションを追及し、Evolution（進化）を続けます。

これらの経営理念及び行動指針に裏打ちされた経営の実践においては、当社グループのコアポンプ（水・電力・インフラ）の製品力の強化・新製品の導入を図り、より高付加価値をもった製品の開発やTR-COMによるIoT技術を活用したサービスの拡大を継続してすすめてまいります。

当社が取り扱うポンプ及びそのプラントは、人類社会に欠くことのできない、人間の心臓と同様の機能を持つ重要な機械です。昨年100周年を迎え、この社会的に重要な機械を取り扱う企業であるという自覚を新たに、株主の皆様のご利益に資するよう研究開発や設備投資、人材育成や財務バランス等に注意を払いつつ経営課題に真摯に取り組んでまいります

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、本基本方針に照らして、人類社会の発展に必要欠くべからざるポンプを取り扱い、インフラを支える当社の企業価値および株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議されることが前提となります。

1. 本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することになる場合があります。わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、創業から100年を超え、長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社の行ってきた企業価値向上の取組みに逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。

また、2020年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行ない、又は行なおうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付行為の概要（買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②（i）(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

⁸ 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

⁹ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠（算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(vii) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(viii) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

(ix) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行なった後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（i）又は（ii）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

（i）対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間

（ii）その他の大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記（i）（ii）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行なうものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記④の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行なうものとします。

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合、若しくは、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行なうものとします。

なお、別紙2-1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められることとします。

(ii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記(i)に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であって、対抗措置の発動決議を行なうことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行なうものとします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。

なお、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合とは、別紙2-2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合をいうものとします。

(iii) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記(i)および(ii)に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行なうものとします。

当社取締役会は、上記(i)(ii)(iii)の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑥ 株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤(ii)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行なう場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日(以下、「投票基準日」といいます)を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行なうものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行なうのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

⑧ 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年6月26日開催予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行いません。

3. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2. (1)⑤(i) に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記2.(3)に記載した通り、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2.(1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。こ

のような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行なっていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行ないますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

当社の大株主の株式保有状況（2020年3月末現在）

| 順位 | 名称 | 持株数 | 持株比率 |
|----|----------------------|-----------|-------|
| 1 | 公益財団法人原田記念財団 | 2,810,446 | 9.52% |
| 2 | 株式会社西島製作所 | 2,491,912 | 8.44% |
| 3 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 1,984,700 | 6.72% |
| 4 | GOLDMAN,SACHS&CO.REG | 1,465,879 | 4.96% |
| 5 | 株式会社りそな銀行 | 1,286,687 | 4.35% |
| 6 | 株式会社三井住友銀行 | 1,266,000 | 4.28% |
| 7 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 1,007,800 | 3.41% |
| 8 | 株式会社三菱UFJ銀行 | 666,608 | 2.25% |
| 9 | 株式会社栗本鐵工所 | 652,200 | 2.20% |
| 10 | 株式会社日阪製作所 | 619,990 | 2.10% |

| | | |
|-------------|---|-------------|
| 1. 発行済株式総数 | : | 29,512,179株 |
| 2. 発行可能株式総数 | : | 60,000,000株 |
| 3. 総株主数 | : | 5,803名 |

以上

当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以上

当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあると認められる類型

1. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
2. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益の毀損が予想されるなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上を妨げるおそれがあると判断される場合
3. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、劣後すると判断される場合
4. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
5. その他1. から4. までの準じる場合、若しくは、別紙2-1のいずれかの類型に準じる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者¹¹、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者¹²、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。ただし、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

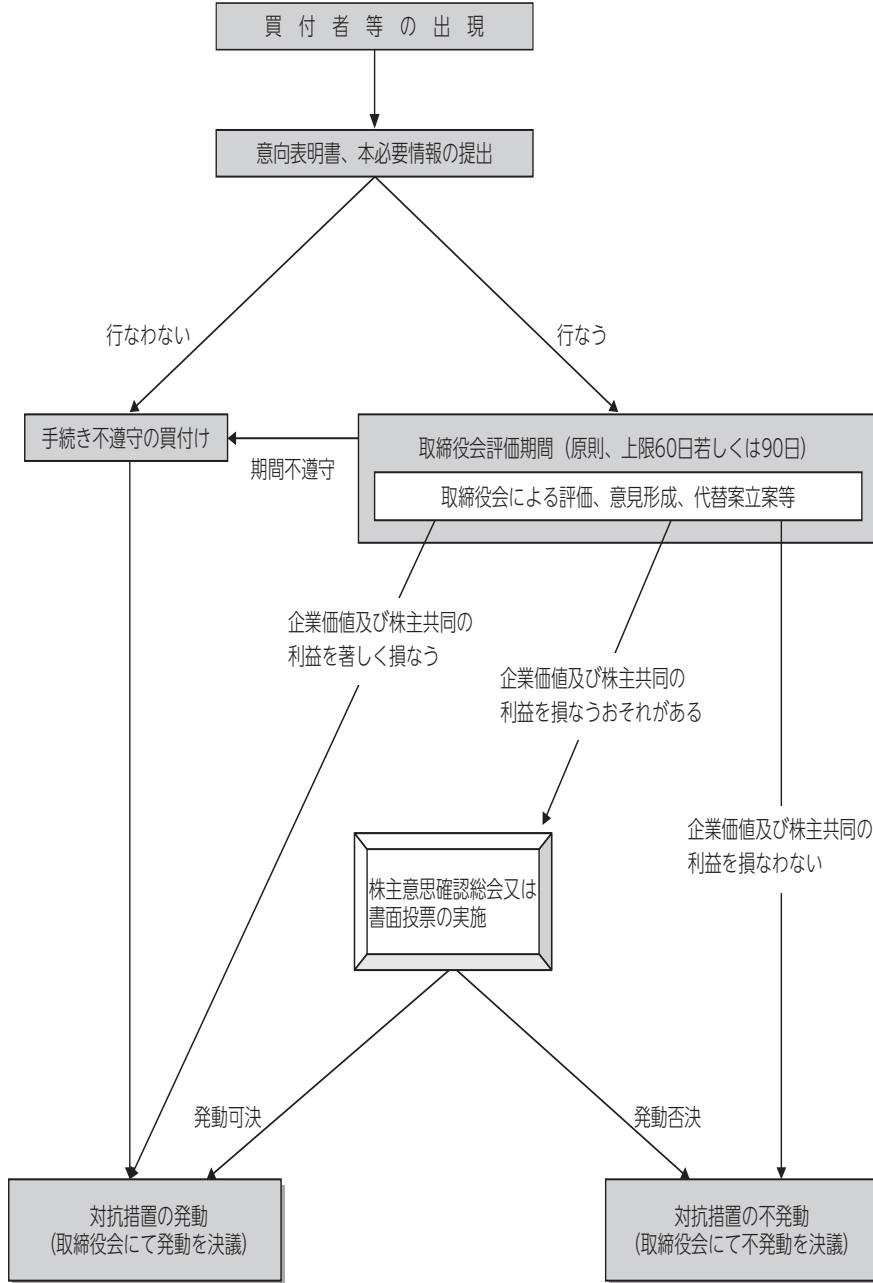
¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹² 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

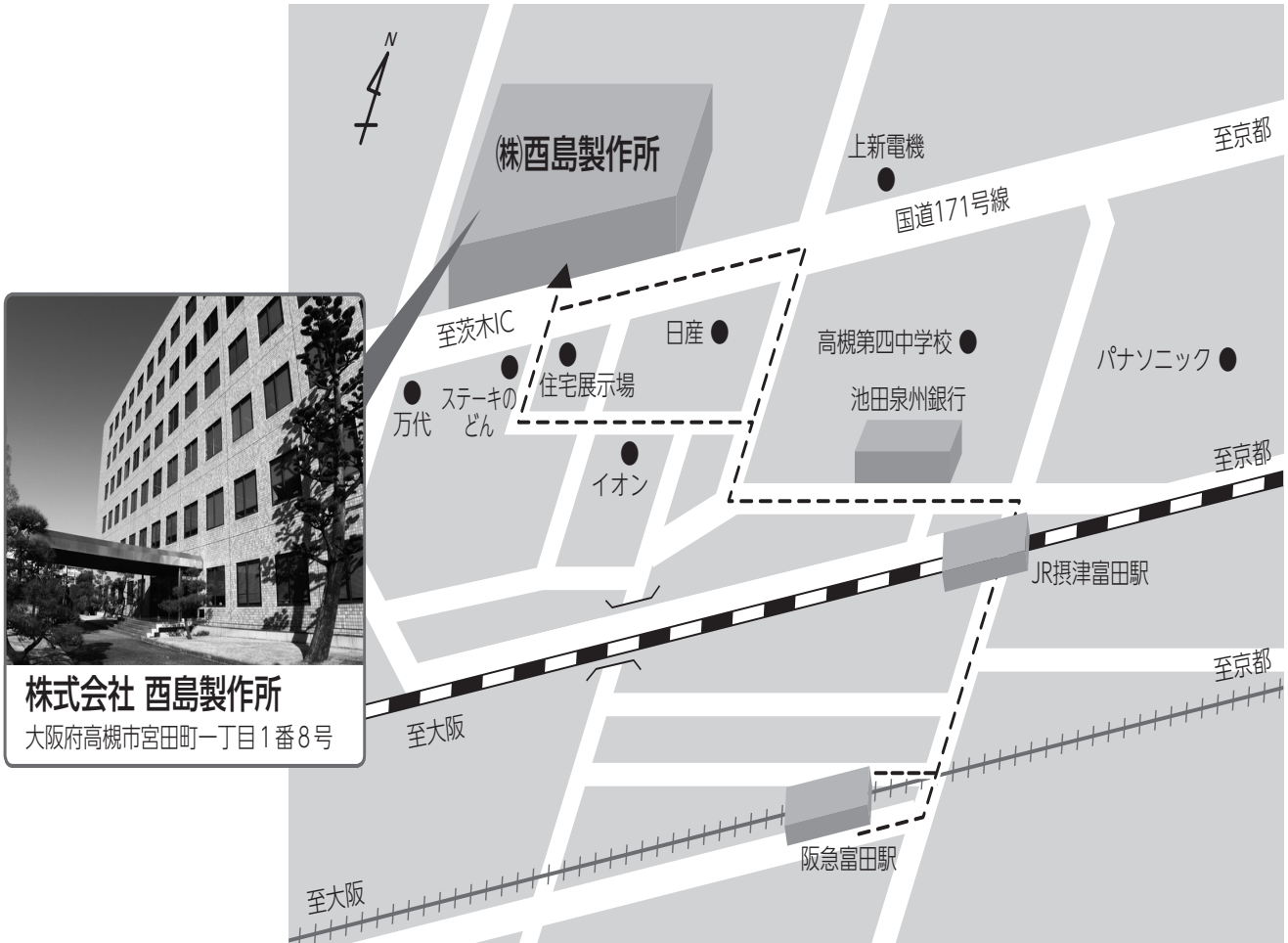
本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上

第139回 定時株主総会 会場ご案内略図



交通のご案内



電車で
来られる方

JR摂津富田駅より徒歩6分山手
阪急富田駅より徒歩10分山手



車で
来られる方

名神高速道路茨木ICより約3km